麓 慎一

維新政府の成立とロシアのサハリン島政策 一プリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録を中心に一

はじめに

幕末・維新期の日露関係においてサハリン島およびクリル諸島の国境画定問題は、和親・ 通商条約の締結とともにその解決が早期に求められる重要案件であった。

サハリン島における国境画定問題は、1853 (嘉永6) 年のE. B. プチャーチンの来航とクシュンコタン占拠事件によって惹起され、1875 (明治8) 年の樺太・千島交換条約によって解決された。本稿は、このサハリン島における国境問題を、維新政府の成立期に絞って検討する。

日本とロシアの研究を概括し、維新政府成立期における通説的見解を確認することにしよう。 日本側の研究から確認する。幕末・維新期における日本のサハリン島政策を包括的に分析した のは、秋月俊幸氏である¹。秋月氏の研究によりサハリン島における日本とロシアの関係が詳細 に明らかにされた。とりわけ日露通好条約のサハリン島の境界に関する理解に両国間で相違が あったことを解明し、研究を大きく進展させた。

維新政府のサハリン島政策は維新期の外交を総括的に分析する場合にも必ず言及される問題である。維新期の外交の中にサハリン島問題を位置づけようとする場合には、多くの研究が日本とロシアの勢力の差異に着眼し、イギリス公使パークスの勧告に従い穏健で慎重なサハリン島政策が選択されたことに注目する²。

以上の研究を踏まえて、維新政府のサハリン島政策に関する政治過程について確認しておきたい。この時期、維新政府内部にはサハリン島の政策に関して二つの政策集団が存在していた³。一つは国境画定問題を含めサハリン島に関する政策で極めて強硬な方針を希求する集団であり、もう一つはサハリン島の放棄を前提として政策を立案する集団である。明治2 (1869) 年8月に外国官副知事や議定を歴任した東久世通禧が開拓使長官に就任したことや黒田清隆が明治3 (1870) 年5月に開拓使次官に就任しその後サハリン島政策の全権を与えられたことは、サハリン島に対する維新政府の消極性の顕れであり、サハリン島の放棄を前提として政策を推進する政策集団の影響力が拡大したことを意味する⁴。このような政策集団の影響の拡大が明治2年後半から明治3年前半であったことに留意したい。

ロシア側では、この時期のサハリン島の研究は大きく二つの分野で研究されている。一つは 露日関係史である。もう一つは極東史の一環としてサハリン島を分析の対象とする研究である。

¹ 秋月俊幸『日露関係とサハリン島』筑摩書房、1994年6月。

² 遠山茂樹「明治初年の外交意識」『横浜市立大学論叢』13巻2・3合併号、1962年3月。永井秀 夫「維新政府の対外問題」、遠山茂樹編『近代天皇制の成立』岩波書店、1987年11月。石井 孝「日露国境問題の展開」『明治初期の日本と東アジア』〔第三章〕、有隣堂、1982年11月。

³ 麓慎一「維新政府の北方政策」『歴史学研究』725号、1999年7月。

⁴ 開拓使次官黒田清隆が、樺太の政策運営を政府から委任されるのは明治**3(1870)**年**7**月のことである。

前者では、Э. Я. フアインベルグ氏の研究が現在に至るまで大きな位置を持ち続けている⁵。ファインベルグ氏は、ロシア外務省外交資料館の利用を駆使してロシア政府のサハリン島政策を実証的に解明した。その後、A. И. コスタノフ氏は、本稿が検討対象にする時期のサハリン島におけるロシアの哨所建設やロシア人と日本人のサハリン島における交渉などを詳述している⁶。また、A. П. アニシモフ氏はサハリン島政策に関するロシア政府内部の意見の相違に着眼し、政治史的な観点から研究を前進させた⁷。次に、極東史研究におけるサハリン島の分析について確認しておきたい。この分野の泰斗であるA. П. ナロチニツキー氏は、維新政府のサハリン島における植民政策の失敗に言及する一方で、ロシア政府の着実なサハリン島政策を論証している⁸。極東史の通説である『ソ連極東史』も同様にロシア政府のサハリン島政策が順調に展開したことを詳述している⁹。

近年、A. B. レムニョフ氏は、19世紀から20世紀初頭までのロシア極東史に関する著作の中で、サハリン島問題について言及している。レムニョフ氏の検討対象は極東地域全体に及んでいるため、必ずしもサハリン島の問題が詳述されているわけではないが、極東政策の立案過程やそれをめぐる政治的対立について分析が加えられており、サハリン島の問題を考察する上で、多くの示唆を与えてくれる10。

日本とロシアの維新政府成立期におけるサハリン島に関する研究を検討すると、この時期は すでにロシアの勢力が日本のそれを著しく凌駕しておりロシアのサハリン全島の領有はすでに既 定のものとなっており、その達成に関してほぼ障害は存在しなかった、と見なされている。

ロシアのサハリン島政策は、維新政府に存在したような政策対立や意見の相違は見られなかったのであろうか。多くの研究が示唆するように、維新政府の成立期にはロシアのサハリン全島の領有はほとんど既定方針となっていたのであろうか。本稿は、ロシアの維新政府成立期におけるサハリン島に対する政策をその政治過程に留意して分析することを課題とする。この検討の素材を、主に1870 (明治3) 年に二度にわたって行われたプリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録に求める¹¹。

⁵ Файнберг Э. Я., Русско-японские отношения в 1697-1875гг. Москва, 1960.

⁶ ロシアの哨所の建設に関しては、特に**1868**年のコルサコフ哨所設営の意義を指摘している。 この哨所は、**1853**年にГ. Н. ネベリスコイによって建設されたかつてのムラヴィヨフ哨所に 隣接した場所に設営され、アニワ湾とラペルーズ海峡に影響力を行使できる重要拠点であ った。Костанов А. И., Освоение Сахалина. Южно-Сахалинск, **1991**. С. **41**.

⁷ アニシモフ A. Л., 「樺太日口国境確定に対する東シベリア行政府の態度 (19世紀)」『北海道極東研究』創刊号、日口極東研究学会編、1998年4月。

⁸ Нарочницкий А. Л., Колониальная политика капиталистических держав на Дальнем Востоке **1860-1895**. Москва, **1956**. С. **266**.

⁹ Истрия Дальнего Востока СССР в эпоху феодализна и капитализма. Москва, 1990.

¹⁰ Ременев А. В., Россия Дальнего Востока. Имперская география власти **XIX-XX** веков. Омск, **2004**. レムニョフA. В.氏の業績については、原暉之先生に教えていただきました。

¹¹ 「プリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録」の原語は、「Журнал особаго совещания по делам При-Амурскаго Края」である。

1 1870年5月25日のプリアムール地域の問題に関する特別審議会について

1870年5月25日に開催されたプリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録から検討する¹²。この特別審議会では二つの問題が審議された。一つは1869年にИ. Γ. スカルコフを議長とする委員会よって作成されたプリアムール地域の報告についての評議である¹³。もう一つはサハリン島に関して外務省が作成した報告書に関する審議である。

本稿ではロシア政府のサハリン島政策に直接関係する外務省の報告を検討する。この報告は、「政治的な関係におけるサハリン島についての外務省報告」と題されている¹⁴。外務省の作成した報告の内容を確認する。外務省は、サハリン島問題に関する歴史的経過ならびにロシアと日本がサハリン島を共同で領有することになった事情について説明したあと、サハリン島の状況を次のように解説する。ここ二年間、係争中であるサハリン島の南部の地域は、ロシア人の移住によってロシア領土に編入できたといえるほどには十分な移住を行えなかった。この時期、ロシアはアニワ湾におけるムラヴィヨフ哨所の再建によって画期的な前進を達成しえたものの、この地域の極端な遠隔性と膨大な費用の必要性のために植民地化は、はなはだ低調である¹⁵。

このようにロシア外務省は、アニワ湾におけるムラヴィヨフ哨所の再建に意義を見出したものの、この二年間におけるロシア政府のサハリン島南部の植民政策が十分な成果をあげていない、と認識していた。その一方で、ロシア外務省は維新政府成立後の日本のサハリン島南部における植民地化について次のように説明する。

一方、内乱の終結と維新政府―ミカド政府―の成立とともに、日本人はこれまでと比べも のにならないほど執拗にサハリン島における自らの領土を主張して、それを拡大し始めた。 現在、日本人は部隊の増強だけでは満足せず、積極的にサハリン島に移民を招来してい

¹² 明治3年5月8日。真鍋重忠氏はロシア政府が「1870年5月25日(明治3年5月8日)日本政府と交渉 を再開して、全島に対するロシアの権利を認めさせることを決定した」と指摘している(『日 露関係史 1697 - 1875』[吉川弘文館、1978年4月] 317頁)。

¹³ И. Г. スカルコフは、諸省庁間で対立するアムール地域の政策を確定するために必要な情報を収集するために派遣された。スカルコフは、1869年4月にサンクトペテルブルグを出発して1869年11月にもどっている。スカルコフについてはレムニョフ氏の著作を参照した(Ременев А. В, Указ. Соч. С. 263.)。スカルコフを委員長とする委員会において作成されたプリアムール地域の報告に関する特別審議会は、1870年1月5日の皇帝命令によって実施されることになった。コンスタンチン大公によってスカルコフ委員長の報告が審議に付された。その内容は、第一にプリアムール地域の統治体制について、第二にプリアムール地域の入植について、第三に地域の屯田兵制度とその維持について、第四に陸上および海上交通について、第五にサハリン島への懲役囚の収監について、の五点である。

¹⁴ 外務省が作成した「政治的な関係におけるサハリン島についての外務省報告」は未見である。本稿では、特別審議会の議事録から再構成する。Российский государственный архив военно-морского флота (далее-РГАВМФ [ロシア国立海軍文書館。在サンクトペテルブルグ]). ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 16. この審議会は、海軍本部長H. К. クラッベ、大蔵大臣M. И. レイテルン、内務大臣A. Е. チマシエフ、陸軍参謀本部長Ф. Л. ヘイデン、皇帝官房第三部長П. А. シュヴァロフ、外務省アジア局長П. Н. ストレモウホフで構成されている。本稿が主に利用する「ф. 410. оп. 2.」は「海軍省官房」に関する文書群である。

¹⁵ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **16**.

る。従って、ロシアに不利益となる日本人の影響力が急速に拡大している16。

ロシア外務省は、維新政府成立後のサハリン島南部における日本人の影響力の拡大に注目している。さらにロシア外務省は日本人が極東におけるロシア人の野心という間違った情報の吹聴を止めない外国人たち一主としてイギリスやアメリカである一の教唆をこれまで以上に聞き入れるようになった、と日本のサハリン島政策の背景に英米の影響があることに懸念を表明している。外務省は、日本が局外の国々の援助を得るとともに、ロシアよりも恵まれている地理的状況を利用してロシアに対する優位を決定的に、そして容易にサハリン島において獲得できる、と見通しを述べる¹⁷。

プリアムール地域の問題に関する特別審議会において議題となった「政治的な関係における サハリン島についての外務省報告」を概括した。ロシア外務省は、ロシアのサハリン島政策が 十分な効果をあげていない一方で、維新政府のサハリン島政策の進展に少なからぬ脅威を抱 き、さらにその背景にイギリスやアメリカの影響を読み取っていたのである。

次に、この報告に関する特別審議会の評議を検討する。外務省の代表として審議会に出席したアジア局長П. И. ストレモウホフは、サハリン島の問題に関して詳細な審議の必要性を提起し、次のように見通しを述べた。現段階では、サハリン島の境界についていまだ日本と明るい見通しを持って交渉を行う可能性は失われていないし、スカルコフによって収集された情報は、このことに適切な根拠を与えてくれる¹⁸。しかし、サハリン島の共同領有をこれまでの根拠に依拠して継続した場合には、この海域における軍事行動の可能性を考慮しその準備を行わざるを得ない、と主張した。ストレモウホフは、国境画定の早期の必要性を喚起しているのである。

これに対して、大蔵大臣M. X. レイテルンは、政治的な問題の解決の時期というものは、自分たちの利益が見込めるときである、と一般論を述べた上でサハリン島の問題に関してそのような解決策が期待できる可能性はおそらく無いであろう、と悲観的な意見を述べる。さらにサハリン島における状勢と国境について次のように具体的な意見を述べた。

地理的状況と人口の多さによって、日本はサハリン島の南部において日本人の植民を実施するだけでなく北方にさえも植民を拡大して、抗いがたい優位性をロシアに対して保持する。 従って、確信をもって次のように言うことができる。我々は平和的な植民という方法によってではこの有益な土地をロシアに併合することはないであろう。そして反対に、国境を画定しなければ日本の植民が少しずつ北方に進展し、現実にサハリン島の良好な地域を占有

¹⁶ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **16**а об.

¹⁷ 報告は「イギリス船が、しばしばサハリン島の南岸に現れている」と述べており、イギリスの日本に対する援助を懸念している (РГАВМФ. ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 16a об.)。

¹⁸ アニシモフ氏は、スカルコフが**1869**年に情報収集のためにアムール地域へ派遣され、サンクトペテルブルグに戻った後にサハリン島上での境界を設定するように建言した、と指摘している(前掲「樺太日口国境確定に対する東シベリア行政府の態度(**19**世紀)」、**203**頁)。

するであろう。その時には彼らを排除するために軍事力を用いる以外に私たちに方法は残されないであろう。このことは、ヨーロッパロシアから遠いために、対象〔サハリン島ー麓〕の価値に相応しないような力を必要とすることになるであろうし、国際関係のさらなる発展に損害をあたえる悪感情を長期間にわたって日本人たちに残すであろう¹⁹。

大蔵大臣レイテルンは、サハリン島における植民は日本側に有利であり時間の経過とともに さらに北方へ日本の植民が拡大することを懸念している。また、日本の植民がさらに拡大され た場合、日本人を排除するために軍事力を行使しなければならなくなる事態を憂慮している。 そのような事態を回避するためにレイテルンは、早期の国境画定交渉の必要性を主張したの である。

さらに外務省アジア局長ストレモウホフは、サハリン島における日本人の行動に関して次のような事実を提示した。これまでクシュンナイ(Kocyнan)川がサハリン島における明白な境界となっており通常日本人はそれを越えることは無かった。しかし、昨年から日本人の哨所がクシュンナイ川の北側にも現れ始めた²⁰。サハリン島における日本の北方への植民の拡大という不安の根拠は、このクシュンナイ川の越境という日本人の行動によって生じたのであった。

審議会の議事録によれば、「政治的な関係におけるサハリン島についての外務省報告」に記された外務省の意向とプリアムール地域における最近の認識一サハリン島の南部がプリアムール地域にとって以前ほどには重要ではない²¹一を踏まえて以下の方針が皇帝の判断に委ねられている。サハリン島の境界に関して可能なかぎりロシアに有利な条件で交渉を再開するために適切な機会を活用するように外務省に指示する。この交渉に関して、いかなる場合であってもクシュンナイ川より北方では境界を画定しない、と譲歩の限界点が明記された²²。さらに皇帝の許可が得られた場合には、交渉を太平洋諸港司令官A. E. クロウン²³に委任することも併せて上申された²⁴。

以上、1870年5月25日のプリアムール地域の問題に関する特別審議会のサハリン島問題に関する議事を検討した。以下の点に留意したい。第一に、明治維新以後の日本のサハリン島政策一とりわけ植民政策ーに対してロシア側が脅威を感じ、このことが国境画定交渉の早期実現を要請した、という点である。第二に、審議会において国境を画定する場合、クシュンナイ川以北での国境画定には応じない、と決議された点である。逆に言えば、審議会は国境に関してクシュンナイ川までの譲歩を選択肢の一つとして認めていたと推定される。この審議会の方針は、6

¹⁹ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **17**а об.

²⁰ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **17**а об.

²¹ このようなサハリン島に対する評価は、И.Г. スカルコフによるものと推定される。この点の論証は今後の課題としたい。

²² РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **18**а.

²³ А.Е. クロウンの役職は、「Командир портов Восточного океана」と記されている。本稿では「太平洋諸港司令官」と訳語を付した。

²⁴ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **18**а.

月13日に皇帝の裁可を受けた25。

この裁可を受けて、ロシア外務省は、1870年6月26日付で二つの訓令を出している²⁶。一つは、 交渉の担当者となる太平洋諸港司令官クロウンへの訓令である。もう一つは、在北京代理公使 E. K. ビュツォフへの訓令である。

前者の太平洋諸港司令官クロウンに対する訓令から検討する²⁷。外務省は、皇帝によって招集されたプリアムール地域の問題に関する特別審議会がサハリン島問題の最終的な解決の必要性を認識するに至ったこと、さらにこの交渉担当者に彼が指名されたことを伝えた。その上で外務省は次の点を通知した。第一は、サハリン島に関してこれまでロシア政府が実施してきた諸政策ならびに日本との交渉経過に関する通知である。第二は、第一の点を踏まえて、交渉の方針に関する通知である。

第一の点は、次のような内容である。1853年のアニワ湾における哨所の建設がサハリン島占拠の嚆矢として位置づけられている。このムラヴィヨフ哨所は1854年に撤去されたが²⁸、政治状況の変化から1856年から1857年にドゥエとクシュンナイに哨所が建設された。しかし、その後もサハリン島をロシアに譲渡させる努力は実を結ばなかった。一方、日本政府-幕府-はサンクトペテルブルグに使節を派遣して、最初はサハリン島の50度において、次の1867年の時にはクシュンナイでの分界を要請してきた²⁹。

訓令は、このように1853年のアニワ湾におけるムラヴィヨフ哨所の建設から1867年の小出使節団とのサンクトペテルブルグにおける交渉までの動向を概括している。このサハリン島に関する政策と交渉の概括で留意しておきたいのは次の二つの点である。一つは、ロシア側のクシュンナイ川に対する位置づけである。次のように述べられている。ロシアは、1856年から1857年にかけて、ドゥエとクシュンナイに哨所を建設した。この時期、日本側も下田条約〔日露通好条約〕に基づいてサハリン島の南部に植民を実施し、クシュンナイ川の南岸に哨所を建設した。このようにクシュンナイ川がロシアと日本の条件付きの当事者間で取り決められた境界のようになった、と訓令には記されている。ロシア側はこれまでの経過からクシュンナイ川を条件付きの境界、と捉えていたのである。

もう一つは、「からふと島規則書」(以下「樺太島仮規則」)に関する認識である。訓令は、「樺太島仮規則」についてロシアがサハリン島南部において影響力を次第に確立するための移住拡大の可能性を開いた、と指摘してサハリン島におけるロシア人の勢力拡大の契機と捉えている。しかし、諸般の事情から「樺太島仮規則」によって勢力を拡大できるという予想は実現されなかった、と現状を分析している。それどころか日本人たちは「樺太島仮規則」の締結に

²⁵ 明治3年5月27日。 ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 116 об.

²⁶ 明治3年6月10日。

²⁷ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **30**.

²⁸ この撤退について「政治的な理由からプチャーチンによって翌年(1854年)には、この哨所は撤去された」と記されている(РГАВМФ. ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 30.)。クリミヤ戦争によるムラヴィヨフ哨所の撤去を意味している。

²⁹ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **31**.

よって大量の移住者をサハリン島に送り込みながら、これまでと比較にならないほど執拗に領土を堅持してさらに拡大し始めた、と「樺太島仮規則」が招来した事態について述べている。「樺太島仮規則」はロシア側にではなく、日本側に有利な状況を創り出すために作用した、と捉えられている。

訓令は、ロシアによるサハリン島の植民地化の停滞という状況から現状を次のように述べる。 日本人の影響力が拡大し、そして万が一の場合には何らかの大きな紛争の招来を懸念しない わけにはいかない。そのような利益にならない結末を未然に防ぐためには、問題の根本的な解 決が図られなければならない。これが早急に国境画定を必要とする理由なのである。これを受 けて、訓令はクロウンに交渉方針を二つ示した。一つは、ラペルーズ海峡における国境の画定 である。その際には日本への代償としてウルップ島とクリル列島の近隣の島々を与え、さらにサ ハリン島における日本人の漁業の継続を保証する。この条件によって交渉が妥結しない場合と して二つめの交渉方針が次のように示されている³⁰。

もし、これらの提案が日本人を満足させることができず、日本人が以前のようにサハリン島の南部の領有を粘り強く主張した場合、我々は境界をできるだけ南方に引くように努力しなければならない。クシュンナイ川を境界として認めることが、我々の側からの譲歩の限界点である。この川より北側の地域における日本人のあらゆる主張は、完全にそして無条件に拒否されなければならない³¹。

このように先の審議会の協議をふまえてサハリン全島を獲得できない場合には、クシュンナイ川を限界点としてできるだけ南方で境界を決定するように指示したのである。この島上分界が実施された場合に処理すべき事項についても訓令は指示している。その事項とは、決定された境界より南部に配置されているロシアの兵員や移住者の撤退と境界よりも北部にある日本の哨所や移住地の撤去についてであり、さらにはロシア領となった地域の民族に対する日本の影響力の排除などである³²。また、島上分界の条約が締結される場合には、ロシアの軍艦および商船のために島の南部において修理や物資の補給ならびに貿易を行う権利を獲得する必要がある。さらに、アニワ湾内においてロシア船の乗員に援助を与えるために守備隊と倉庫を設営した小規模な哨所を維持する権限を得ることが極めて望まれる³³。

この太平洋諸港司令官クロウンに対する訓令には、ロシア外務省が日本との交渉に関して事前にある外交活動を行うことも記されている。その事前の外交活動とは、サハリン島の国境問題で合意に至りたいと維新政府が表明するように仕向ける、という工作である。この工作を日本に滞在しているロシアの代表に直ちに行わせる。日本側が交渉を行う気がある場合には、クロ

³⁰ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **31**.

³¹ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **31**.

³² РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **31** об.

³³ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **31** об.

ウンと交渉するための全権使節を日本側に選出させ、ウラジオストックないしはサハリン島で交渉を行うように誘導する、というのである³⁴。

ロシア政府は、クロウンに以上のような訓令を与えるとともに、在北京代理公使のビュツォフに対しても同日付(1870年6月26日)で訓令を与えている。次にこの訓令を検討しよう。

プリアムール地域の問題に関する特別審議会においてサハリン島の問題について日本との合意が必要であると認識されるに至った。必要な場合にはサハリン島上での分界が承認された。このように審議会の方針を伝達した上で、この問題に関して二つの任務がビュツォフに与えられた。第一は、日本にサハリン島問題について合意に至りたい、という希望を表明させるように工作する任務である。さらに、この表明をロシア側が歓迎する、と日本人に思わせる。実際の活動については、ビュツォフ自身が行うか、A. Э. オラロフスキーなどの代理人に行わせるかは、ビュツォフの判断に委ねられた35。第二は、時間と経費の削減のために日本が使節をサンクトペテルブルグに派遣しないように促し、サハリン島ないしはプリモールスキー州で交渉を行うようにさせる。

ロシア政府は、以上のような任務をビュツォフに与えた上で、交渉担当者の太平洋諸港司令官クロウンに出されている訓令と交渉の見通しについて伝達している。クロウンにはサハリン島南部の代償として日本に隣接しているクリル諸島を与えることが権限として与えられている。しかし、訓令には日本と行ってきた交渉の推移から以下のような見通しが付け加えられている。1867年の小出使節団との交渉において日本がサハリン島南部の必要性を主張した頑なさから日本がサハリン島南部の放棄に同意するとは考えられない。その際、ロシアの全権一クロウン一はクシュンナイからできるだけ南で境界を引くように日本側に提起する。東シベリアのロシア領沿海を航行するロシアの軍艦はサハリン島南部において安全な停泊地を必要としている。そのため島上分界が行われる場合、ロシアの船舶が自由に入港できなおかつ軍艦に必要な食料備蓄用の倉庫を建設するための哨所をアニワ湾内において与えられるよう維新政府に要請し、これを認めさせる。このようにクロウンへの訓令の内容を伝えるとともに、ビュツォフに先の外交工作を行うように指示したのである36。

2 国境交渉過程

これまで検討してきたロシア政府のサハリン島政策はどのよう具体化されていったのであろうか。この点を次に検討する。維新政府はサハリン島の国境画定のためにポシエット湾に副島参議を派遣する計画を立てた。この計画の契機となったのはビュツォフとの会談である。参議の副島種臣と外務大輔寺島宗則は、明治3年11月3日37、日本に遣って来た在北京代理公使ビュ

³⁴ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **31**. ビュツォフと日本政府との間の合意事項は、彼が必ず直接クロウンに通知することも訓令には記されている。

 $^{^{35}}$ РГАВМФ. ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 32об.

³⁶ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **33**.

^{37 1871}年12月24日。

ツォフとサハリン島の国境問題について話し合った。

日本側は、まず国境交渉を行う相手方について照会した。すなわちニコラエフスクの軍務知事(「鎮台」)と交渉すべきか、ビュツォフと交渉すべきか、という問題である³⁸。ビュツォフはニコラエフスクの「鎮台」と協議すべきであると回答した。その上でサハリン島の国境に関する維新政府の方針を事前に本国へ伝達する、という理由で国境に関する予備的な交渉を開始した。ビュツォフは、「天然自然の経界」の必要性を喚起した。ビュツォフが述べる「天然自然の経界」とは、宗谷海峡を指していると推定される。しかし、日本側は大陸とサハリン島の間も「天然の経界」であると指摘して、サハリン全島の割譲を打診した。次に日本側がサハリン島の折半を提起すると、ビュツォフは自らの権限外と前置きしながらも「先年四十八度と申御談判有之」³⁹と、クシュンナイのある48度線での国境画定について話し合われたことがある、と示唆した。日本側は、「五十度と申談判致し候」と述べビュツォフが示唆した48度線での国境画定の議論に反駁している。ビュツォフはニコラエフスクに遣ってくるロシア側の代表は、交渉に関する権限もあり迅速に問題が処理できると説明し、交渉に深入りすることを避けてクロウンとの交渉を促した。

維新政府は、明治3年11月19日付の外務卿沢宣嘉と外務大輔寺島宗則の署名文書を作成してロシア政府に国境交渉の再開を提起することにした⁴⁰。この文書は函館のロシア領事オラロフスキーに送付された。この文書で維新政府は、明治4年の4月ないしは5月頃にポシエット湾への使節派遣を通知し、出発の二ヶ月前にはロシア政府にもう一度このことを通知すると伝えた⁴¹。この通知に対して何ら回答を得られなかった維新政府は、宮本外務少丞を函館に派遣してロシア領事オラロフスキーにポシエット湾における国境交渉に関するロシア側の意向を確認することにした⁴²。

しかし、ロシア側の意向を確認できないまま維新政府は、明治4年5月13日⁴³、参議の副島種臣をポシエット湾へ派遣することを正式決定して5月22日には全権委任状を与えている⁴⁴。副島は、品川を5月24日に出発して5月28日には函館に到着している⁴⁵。同行していた外務少丞田辺太一はオラロフスキーと会談し、ロシア側の交渉に関する意向を糺したが、ロシア政府からの指示は届いていなかった。

³⁸『日本外交文書 4 巻』 117頁。この二コラエフスクの軍務知事は、A. E. クロウンを指している。太平洋諸港司令官の主要海軍根拠地は二コラエフスク (1856-1872年) であり、沿海州軍務知事を兼任 (1860-1880年) している (秦郁彦編『世界諸国の制度・組織・人事 1840-1987』 [東京大学出版会、1988年12月] 373頁)。

³⁹ 『日本外交文書 3 巻』**120**頁。

^{40『}日本外交文書3巻』124頁。

^{41 『}日本外交文書 3 巻』124頁。1870年1月9日付。

^{42『}日本外交文書4巻1冊』348頁。

^{43 1870}年6月30日。

⁴⁴『日本外交文書 4 巻 1 冊』**353**頁。田辺太一(外務少丞)、上田畯(外務権大録)、諸岡通義(文書少佑)、柴田清熈(外務史生)、留守永秀(開拓少主典)、池田政懋(大学助教授)、中島謙益(文書少佑)が同行を命じられた。

^{45『}日本外交文書4巻1冊』358頁。

オラロフスキーは、明治4年6月29日に全権の副島へサハリン島の国境交渉の権限がビュツォフに委任されたこと、さらにはその交渉は来年実施される予定である、と伝達した⁴⁶。結局、副島は何ら目的を達することなく函館を引揚げることになった。

なにゆえ、ポシエット湾における国境交渉は実現されなかったのであろうか。最初にロシア側の説明を確認する。ロシア外務省次官B. VI. ヴェストマンは、明治4年5月3日付の外務卿澤宣嘉宛書翰で、交渉が実現できなかった理由と現状を次のように開陳した47。交渉を指示された太平洋諸港司令官クロウンは任地へ出発する前に予期せぬ公務が頻発し、現時点においてもサンクトペテルブルグを出発していない。少なくとも秋季にならなければ任地へは赴けない。このためロシア政府は予定を変更してビュツォフに国境交渉を委任することにした。このように外務次官ヴェストマンは説明している。この説明によればクロウンはサンクトペテルブルグさえも出発していなかったのである。これまで検討したように、クロウンの派遣はプリアムール地域の問題に関する特別審議会においてサハリン島の国境画定が早急に必要である、という判断から決定された。交渉においてロシア側が少しでも優位に立てるようにビュツォフが派遣され、訓令通り維新政府にサハリン島の国境交渉を行いたい、と表明させるのに成功した。しかし、クロウンによる国境交渉は実施されなかった。なぜ、ロシア政府は早急に再開しなければならないと認識していた極東における国境交渉を断念したのであろうか。次にこの点を検討する。

3 1870年10月30日のプリアムール地域の問題に関する特別審議会⁴⁸

6月13日に皇帝の裁可を受けたサハリン島の政策方針は、サハリン島の状況変化によって再検討されることになった。外務省アジア局長ストレモウホフから新たな訓令案が提起されたのである。

この新たな訓令案の検討を命じたのは、コンスタンチン大公である。コンスタンチン大公はサハリン島の新たな状況変化に対応して、これまでの訓令の継続か、新たな訓令の発令か、の検討を指示した。アジア局長ストレモウホフは、この指示に応えて新たな訓令案を用意したのである。この新たな訓令案が検討されることになった1870年10月30日のプリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事を検討する⁴⁹。議事録に掲載された太平洋諸港司令官クロウンに対する訓令案の核心を最初に取り上げる。新しい訓令案の核心は以下の通りである⁵⁰。

⁴⁶『日本外交文書 4 巻1冊』**360**頁。**1870**年**8**月15日。

^{47『}日本外交文書4巻1冊』**369**頁。ロシア側が、外務卿の交代を知らなかったために澤宣嘉宛になっている。

⁴⁸ 明治3年10月11日。

⁴⁹ この審議会は、コンスタンチン大公を議長とし、陸軍大臣Д. K. ミリューチン、海軍本部長 クラッベ、大蔵大臣レイテルン、内務大臣チマシエフ、皇帝官房第三部長シュヴァロフ、外 務省アジア局長ストレモウホフで構成されている。

⁵⁰ この1870年10月30日に検討されたクロウンに対する訓令案が皇帝の裁可を得たかどうかについては確認できなかった。議事録の最後の部分には次のように記されている。審議会は訓令案を承認した後、外務省に訓令案を皇帝の判断に付すことを委任する決定をした (РГАВМФ. ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 118.)。

サハリン島についての問題の解決策を決めるにあたり、これまでのようにサハリン全島の領有が極めて望ましいという政府の信念に変わりはない。もし島上分界の可能性に同調したとしても、それはもっぱら政治的に苦しい状況を危惧して行なわれたのである。さらに、この島上分界は、非常手段としてのみ許されるものである。その非常手段は、全島の領有に対して我々の力が脆弱であったりそれが達成できない場合に求められるものである51

新たな訓令案の核心によれば、ストレモウホフは、1870年6月26日付の訓令よりもサハリン全島の領有を強く志向するようになったことが読み取れる。島上分界は、「非常手段」と位置づけられている。審議会の議事録によって訓令案の核心を理解することができた。

次にクロウンのために作成された訓令案を実際に検討する。訓令案には、以下のように記されている。コンスタンチン大公を議長とするプリアムール問題に関する最新の特別審議会において再度サハリン島問題が検討されることになった。東シベリア総督M. C. コルサコフによってもたらされた追加情報に基づいて審議会は、1870年6月26日付で出した訓令を取り消し、サハリン島問題について新しい訓令をクロウンに出す必要がある、という理解に達した。皇帝の承認を受けて、サハリン島の問題についてクロウンが直面するであろう全ての事柄を処理するために外務省の意見を伝達する。

この訓令案でもロシア政府がこれまで実施してきたサハリン島に関する諸政策の推移が説明されている。この訓令案のサハリン島の諸政策に対する捉え方は、6月26日付の訓令のそれとは異なっている。この点を最初に検討する。プリアムール地域を占有した当初からロシア政府はサハリン島の支配の重要性を十分認識し、サハリン島を単独で領有するためにたいへん努力してきた。すでに1853年にはアニワ湾に哨所を建設してサハリン島の南部を占拠した。イギリス・フランス戦争ークリミヤ戦争を意味する一がサハリン島におけるロシアの活動を一次的に中断させたものの、ロシアは1856年以降根気よく哨所を再建してきた。1859年にはH. H. ムラヴィヨフ伯爵が皇帝の命令に従いロシアにサハリン全島を譲り渡す必要性を日本政府一幕府一に伝達した。この時からロシアは、以下の三つの方策によって望まれる結果を得られるように努力し、目的の実現に励んだ。その方策とは、一つにはサンクトペテルブルグに遣って来た日本の使節団との交渉であり、一つには哨所の建設であり、また一つにはサハリン島とそこにいる原住民の間にロシアの影響力を拡大することである。これはロシアの国家体制への編入によって、狩猟と貿易の拡大によって、そして最終的に植民地化という方法によって行われた52。さらに訓令案は、ロシア政府がおよそ十五年間にわたってサハリン全島をロシアのものにするために多大な消耗を強いられた、と強調する。

今回の訓令案では、ロシアのサハリン島に対する活動の一貫性とその不屈さが強調され、こ

⁵¹ РГАВМФ. ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 117.

⁵² РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **109**.

れらの活動の最終目的一サハリン全島の獲得一がロシア人にとってどれだけ重要であるかが説明されている。とりわけ前回の訓令では記述されていなかった1859年の東シベリア総督ムラヴィヨフによるサハリン全島の割譲要求についての記述が加えられている点は大きな違いである。このサハリン島政策の推移の説明では「樺太島仮規則」に対する捉え方も前回とは異なっている。この訓令案は、「樺太島仮規則」がロシアのサハリン島南部への進出を可能にした、と明確に述べている。前回の訓令では「樺太島仮規則」が維新政府のサハリン島南部における勢力拡大に寄与した、と述べられていた。両者には格段の相違が見られる。

さらに訓令案は、政策の推移を述べた上で次のように記している。主要な政策の方向性は今後、産業の発展一特に石炭産業―と同時にロシアの軍事力の強化を中心とするサハリン島の南部におけるロシアの影響力の確立にある⁵³。このように今後の政策方針の骨子をクロウンに提示したのである。

一方、サハリン島における日本側の状況について、訓令案は次のように述べる。日本人たちが自分たちの計画を放棄するようである、というここ最近になって得られた情報は、ロシア人によって実施された活動の堅実さの成果である⁵⁴。ロシア側は、日本がサハリン島において勢力を後退させている、と捉えていたようである。このサハリン島における日本の勢力の後退については後述する。この状況を受けて訓令案は、今後の維新政府の動向を予想している。それは、維新政府がロシアにサハリン島の問題に関して交渉の再開を要請するか、そうでなければ明確な話し合いは至らずに維新政府が徐々にサハリン島における自分たちの活動を弱めていく、という予想である。維新政府が交渉の再開を求めてきた場合には、サハリン島における漁業権を譲与し、サハリン島南部とウルップおよびそれに付属する島々との交換を行うようにクロウンに指示している。このように具体的に指示した上で訓令案はクロウンに対してプリアムール問題に関する審議会がサハリン全島の領有という当初のロシア政府の決定を総力をあげて保全する必要があるという認識に至った、とサハリン全島領有の方針を再確認している。

しかし、この訓令案においてもサハリン島上での分界の可能性が完全に失われたわけではなかった。この点について訓令案は以下のように指摘する。一定の状況下にあっては、サハリン島の南部をロシアは放棄せざるを得ない、という考えについて審議会のメンバーは言及する義務がある。そのような非常事態は、たとえば全島の領有がサハリン島から見込める利益に釣り合わないような大きな損害をもたらす、という確信を抱いたときに行われる。また、全島領有の決定を変更するもう一つの契機となるのは、日本側のロシアに対する威嚇といった政治的な苦境を回避する必要が生じたときである。さらに、島上での分界の場合には、クシュンナイからできるだけ南で境界を引く必要があると指摘する。この場合にはアニワ湾にロシアの哨所建設のための地所を獲得する必要がある、と付け加えられている。アジア局長ストレモウホフはサハリン島の状況の変化を受けて、このような新たな訓令案を用意したのである55。

⁵³ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **109** об.

⁵⁴ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **109** об.

⁵⁵ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **114**.

国境画定という点から5月25日の審議会の見解と比較すると、ロシアがサハリン島において有利な立場を獲得したことで、全島獲得に対する志向を強化したことが読み取れる。島上分界に関してもこれまでのクシュンナイ以北における日本の要求を認めない、ということからクシュンナイ川よりできるだけ南方で国境を画定する、という点に重点が移行している。

訓令案の内容を確認した。再び1870年10月30日のプリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録に戻ることにしよう。さらに検討が必要なのは新たな訓令案が準備されることになった理由であろう。この点についてクロウンへの訓令案には「東シベリア総督によって提出された追加情報に基づき、審議会は閣下に本年6月26日付の第2081号文書にかわり、新たな訓令を出す必要があると認識するに至った56」とあり、東シベリア総督コルサコフによる新たな情報の提供がこの訓令案を作成する契機であった。この情報について議事録は、

現在、東シベリア総督は次のように述べている。サハリン島における我々の状況は好転した。サハリン島の南部において我々の軍事力は増強され流刑囚によってその地域で石炭採掘が着手された。これに対して日本人たちは厳しい気候に耐える見込みもなくクシュンナイから南の方へ撤退していった57

と、その要点を書き記している。東シベリア総督コルサコフからサハリン島におけるロシアの 軍事力の強化および石炭の採掘の着手、一方で日本人たちのクシュンナイからの撤退が伝えられたのである⁵⁸。

この東シベリア総督コルサコフの情報とは、「1869年のアムール地域の統治に関する東シベリア総督の上奏報告」と題されたアムール地域に関する報告書を指している⁵⁹。この報告書は、アムール地方全体の統治問題をその歴史的沿革も含めて詳細に分析し、これから必要となる政策を提起している。本稿では、この報告書のうちサハリン島の植民問題と関連のあるアムール地方および南ウスリー地域の植民問題の箇所ならびに北東アジアの国際関係の中でサハリン島が議論されている箇所を検討する。

アムール地域および南ウスリー地域の植民の状況については次のように記されている。アムール地方は河川交通に優れ植物や鉱物が豊富であり、開拓と貿易のための条件が備わっており不足しているのは労働力だけである。移住者たちは、資金不足などから農業により適した南ウスリー地域まで到達できないでいる。植民による南ウスリー地域の農業の発達はこの地域の軍隊へ食料補給を可能にするなど経費削減の点で大きな意義を持つ。以上のような経済上の問題だけではなく、この地域が中国、韓国、日本と隣接していること、さらにはこの地域に満州族が残っていることがロシア人のさらなる移住を南ウスリー地域に誘致する必要性を生じさせてい

⁵⁶ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **112**.

⁵⁷ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **116** об.

⁵⁸ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **116** об.

⁵⁹ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **271-309**.

る。このように政治と外交の面からこの地域の開発の必要性が説かれている。さらに極東における植民の現状と問題点を述べた上で報告書は、サハリン島の植民について次のように指摘する。毎年その重要性が増加している石炭の鉱脈が豊かなサハリン島の植民は極めて重要である60。植民は日本の勢力に対抗するという政治的関係からも必要なのである。サハリン島は、1869年に東シベリア第四正規大隊が移転されたことで軍事的に強化された。しかし、このような軍事的な占領はサハリン島におけるロシアの影響力の強化という点からすれば不十分なのであり、ロシア国籍の人々の移住が不可欠なのである。ロシア人のサハリン島への移住の開始については、これまでに希望を表明したイルクーツク県とトボリスク県の21農家を国費によってサハリン島へ移住することが1869年に決定された61。このように、極東の植民政策の中にサハリン島の植民問題が位置づけられている。ここではサハリン島における軍事的な占領だけでは政策として不十分であり、移住者の増加を促す対策が必要であると強調されている点に留意したい。

アムール地域を北東アジアの国際関係、とりわけ日本との関係の中で分析した箇所では、次にようにサハリン島の問題が取り上げられている⁶²。1865年1月に皇帝へ提出された上奏報文を契機として⁶³、ロシアの軍隊がサハリン島の未画定性を利用して南部に進出することーその時期や活動の詳細は東シベリア総督の直接の裁量に委ねるーを皇帝が命じた。これに基づいて1866年にはクシュンナイ哨所とマアヌイ哨所が強化され東海岸のナイブチにも新しい哨所が建設された。1867年には小出使節団が交渉のためにサンクトペテルブルグに到着し、1867年3月に「樺太島仮規則」が締結された。1868年には、皇帝の命令により東シベリア第四正規大隊と山砲兵の小部隊が投入された。軍事力の強化は、1869年と1870年に新しく哨所を建設することを可能にした。実際に1869年にはコルサコフ哨所、チフメンスキー哨所などが設営された。

これらの哨所からはさらにロシア人が占有した石炭層付近に分営が設営された。石炭の地層は、最近になって鉱山技師により南サハリンの多くの場所で発見された。これまではサハリン島における石炭の埋蔵量は算定されていなかった。この調査のために1869年4月にプリアムール州に三人の鉱山技師が配置されることになった⁶⁴。

サハリン島における石炭資源の豊富さやこの島に遣ってくる人たちを監視するのが容易であるという地理的条件、さらにサハリン島に農業植民地の設営がある程度は可能であるという点、また一方で東シベリアの他の地域が流刑囚にとって適切な労働場所にはならない、という点はサハリン島を流刑囚のための植民地に選定するという考えを引き寄せたのであった。皇帝は1869

⁶⁰ РГАВМФ. ф. 410. on. 2. д. 4184. л. 273 oб.このサハリン島における石炭については、報告書の中の諸産業を論じた箇所でより詳細に記述している。それによれば、石炭の分布調査によってサハリン島の中部と特に南部で、地中から採掘できる石炭が豊富である。また、サハリン島における石炭の露天掘りが国費ではドウエ哨所付近において、民間ではヤナシ岬付近において実施されている。

⁶¹ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **273** об - **274** .

⁶² РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**.л. **300** об.

⁶³ これは東シベリア総督コルサコフが提出した「サハリン島の統治に関する活動の現況の概要」を指していると推定される。

⁶⁴ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **302**.

年4月に試験的に今年すでにプリモール州に収監された流刑囚800人程をサハリン島へ派遣する 勅令を出した。彼らの一部はすでにサハリン島へ移動させられた。それはドウエにおける採掘 やその他の事業に従事するためである。このドウエの鉱床は埋蔵量に恵まれてはいるものの販路が十分でないために多くの労働力を投入することができなかった⁶⁵。このようにサハリン島に おける軍事的強化、哨所の建設、石炭の開鑿などの諸政策の展開が詳述されている。

その一方で、日本人のサハリン島への移住について次のように述べられている。サハリン島の共同領有を定めた下田条約以前にあっては日本人たちはサハリン島に漁場を持っているだけであった。そのため日本人は、毎年漁業が行われる夏季に遣ってくるだけであった。さらに漁業の行われない冬季にはその漁場で番人として仕事をするために、さほど多くない人たちが倉庫に残っているに過ぎなかった。1855年の下田条約締結後、日本政府一幕府一がサハリン島の植民に注目してそれを実施するようになった、と述べた上で、

とりわけ、ミカド政府が樹立されて以後、これまで航海が可能な季節にサハリン島に300人ほどの移住者がやってきた⁶⁶。漁業のときや他の機会に、日本人は以前と同様にロシア人がサハリン島に定住するのを何度も妨害しようとした。しかし、彼らのあらゆる活動や言動は、我々の司令官たちの考え抜かれそして注意深く精力的な対抗にあった。それゆえ、これらの妨害は最初ほどには執拗ではなくなってきている⁶⁷。

維新政府の成立後、サハリン島への日本人の移住が増えてロシア側の定住を再び妨害し始めたこと。それに対してロシア側も対抗して日本人の妨害活動が以前ほどにはひどい状況ではなくなった、というのである。一方、その後の日本人の移住者の状況については次のように書かれている。

島に派遣された日本人の状況は、逆に彼らにとって全く安心できるような結果とはならなかった。移住者たちは、病気となりかなりの死者を出した。気候の点で最も良好なサハリン島の南の場所でさえそうである。おそらくこれらの理由から、日本人たちはクシュンナイ(Kocyнaй)の私たちの哨所の近くに建設したクシュンナイ村を撤退したのである⁶⁸。

東シベリア総督コルサコフが伝えたサハリン島における日本人移住者の状況は、かなり厳しいものであった。とりわけ、ロシア側が譲歩の限界点と考えていたクシュンナイからの日本人移

⁶⁵ この販路の狭隘さとは、ドウエ哨所が遠隔であることとタタール海峡の航行が不便であること、さらにはドウエが開放性の停泊地 - 船の停泊が困難であり、強風の際には全く入港できない - であると述べられている。

⁶⁶ 明治元 (1868) 年6月に300人弱の現地官吏と移民を岡本監輔(権判事)が派遣した。

⁶⁷ РГАВМФ. ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 304 об.

⁶⁸ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **305** об.

住者の撤退はロシア側の注目するところとなった。さらに、コルサコフは今後日本人がサハリン島の自然に適応して農業を行う可能性に否定的な見解を書き加えている。アムール地域を北東アジアの国際関係ーとりわけ日本との関係の中で分析している箇所を検討した。日本人は、サハリン島における定住に失敗し、悲惨な状況になっている、とロシア側は認識するにいたった。

総督コルサコフは当初、強く懸念した日本のサハリン島への植民が成功していないと認識してサハリン島南部におけるロシアの勢力を一挙に拡大する好機と考えた⁶⁹。まず東シベリア第四正規大隊をサハリン島の南部に集中させた。特にコルサコフ哨所の強化を推進した。その際、道路と採炭のために200人の囚人を配置するように指示している⁷⁰。この結果、コルサコフはサハリン島南部の重要拠点と石炭採掘場の獲得に成功した、と報告している。さらに、労働力の適切な配置によりサハリン島の石炭の潤沢さは、時間が経過すればそのために消費した資金を穴埋めできるだけでなく国庫に収入を齎すであろうと有効性を喚起している。

また、サハリン島の領有は以下のような政治的な観点からも必要であると指摘する。日本が弱体化した場合に勢力のある「海洋国家」ーイギリスを示していると推定されるーは、日本の領有下にあるサハリン島の地域に定着することが可能である。このことは同時にロシア船がタタール海峡からオホーツク海および太平洋に出るための通路となっているラペルーズ海峡を「海洋国家」が勢力下に収めることができるということである⁷¹。これまで検討してきたコルサコフのサハリン島南部に対する諸政策の背景には日本への領土の割譲が将来の「海洋国家」の極東における勢力拡大の契機になる、という不安があったのである。

コルサコフはサハリン島の境界について自説を次のよう開陳している。サハリン島における境界設定はいかなる点からも必要ではない。たとえ日本人がサハリン島の植民を強化したとしても、ロシア側はこれまでの活動を中止すべきではない。その根拠としてコルサコフは日本のサハリン島に対する位置づけを報告書に書き記している。この位置づけは、サハリン島のロシア人部隊長と日本人の対談が根拠となっている。その対談から、「日本の当局は、サハリン島における自らの権利、それ自体が大切だからというよりは、南への私たちのさらなる活動を懸念する、という理由から、それを主張しているのである⁷²」と、日本側の企図はサハリン島の獲得にあるのではなく、北海道へのロシアの侵略を懸念してサハリン島の権利を主張している、とコルサコフは理解したのである。この点は、日本の移住者たちの主な移住先がサハリン島ではなく、隣の「松前島」(北海道)の北部であることが根拠として挙げられている。

以上、東シベリア総督コルサコフの報告のうちサハリン島の植民問題と関連のあるアムール地 方および南ウスリー地域の植民問題の箇所ならびに北東アジアの国際関係の中でサハリン島が 議論されている箇所を検討した。この報告が、プリアムール地域の問題に関する特別審議会に

⁶⁹ コルサコフは、政府の消極的なサハリン政策にかねてから不満を持っていた (Ременев А. В, Указ. Соч. С. **245**.)。

⁷⁰ РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **306**.

⁷¹ РГАВМФ. ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 307.

⁷² РГАВМФ. ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **308** об.

新たな訓令案を用意させることになった。太平洋諸港司令官クロウンに与えられた訓令の基盤は大きく変化していたのである。しかし、この段階にあってもクロウンがサハリン島に関する交渉担当者であったことに相違はない。ロシア政府は日本側に交渉の担当者がビュツォフに変更されたと伝えてきていた。これまでの検討ではこの交渉担当者の変更とその理由を明確にすることはできない。次にこの点を検討する。

4 1871年5月22日付太平洋諸港司令官A.E.クロウンへの訓令

太平洋諸港司令官クロウンに1871年5月22日付で出された訓令を検討し、ロシア政府のサハリン島政策の変化をさらに分析する⁷³。この訓令はビュツォフがサンクトペテルブルグに戻り、さらに維新政府から得た最新の情報をもとにサハリン島問題に全面的な再検討が加えられて発令されることになった。

この再検討が加えられることになった契機の一つは函館領事オラロフスキーの秘密報告であった。この秘密報告の内容から確認しておきたい⁷⁴。オラロフスキーは、1871年3月21日、本国に函館総督の依頼について報告した⁷⁵。その依頼とは、維新政府がウルップ島、チルポイ島、カムチャッカの調査のために高官を派遣するので、派遣に適する時期を教えてほしいという内容であった。オラロフスキーは、この依頼から間接的にではあるが次の点を理解した、と述べている。カムチャッカ訪問は口実に過ぎず、サハリン島の南部とウルップ島などの交換のための布石である。なぜなら、この話の直前にロシア政府がサハリン島の島上分界に同意しないことを伝え、サハリン島の南部とウルップ島ならびにチルポイ島等との交換を提起していたからである。さらにオラロフスキーは、維新政府はとても高くつきながら何ら現実的な利益を得ることが期待できないサハリン島から開放されることを望んでいる、と自らの意見を付している⁷⁶。このようにオラロフスキーは、サハリン島に関する日本側の最新の動向と自らの意見をロシア政府に伝えたのである。

ロシア政府は、このオラロフスキーの情報から現時点では代理公使に任命されたビュツォフが再び任地である日本に到着するまではサハリン島に関する問題を延期するのが適切であると判断した。そして、ロシア側のサハリン島問題に関する交渉担当者をクロウンからビュツォフに変更したのである。

しかし、クロウンがサハリン島問題と全く関係が無くなったわけではなかった。訓令は、外務 省の意向としてクロウンが任地に赴くさいに、函館に立ち寄って日本側と会談するように要請し ている。その際、日本側はサハリン島の問題について言及するであろうから、この会談がロシア

⁷³ 真鍋重忠氏は、この訓令について触れているが、この訓令ではすでに交渉の全権はクロウンからビュツォフに変更されている点に留意すべきであろう(『日露関係史 1697 - 1875年』 吉川弘文館、320頁)。

⁷⁴ ф. 410. оп. 2. д. 4184. л. 383 - 383 об.

⁷⁵ 函館総督とは、当時開拓使の長官で函館に在勤いた東久世通禧をさしていると推定される。

⁷⁶ ф. **410**. оп. **2**. д. **4184**. л. **383** об.

に有利な決定の布石となるように努力することを求めている。この点に関する指針がクロウンに 次のように示された。維新政府のビュツォフに対する発言から、おそらく今でも日本人たちは自 分たちの最初の要求を変更していないであろう。しかしながら、一方でビュツォフと日本の大臣 たちとの交際からビュツォフが受けた印象や最近の函館領事に示されたいくつかの発言、サハ リン島の植民が維新政府の手に負えるものではないという状況、これらのことは概してサハリン 島を完全に領有するというロシアの希望を断念させないのである。さらに1867年に行われた交渉 〔小出使節団〕とビュツォフに対する日本側の説明から考えて、日本人はおそらくもう48度線以 上のサハリン島の土地に関する主張を放棄しているであろう。日本人のサハリン島上での分界 に関するあらゆる主張は、1867年にロシア政府が示した条件でサハリン全島をロシアに譲渡する という要求と衝突することになる。維新政府はおそらくこの条件では不十分であると言うであろう が、その場合には詳細な説明を求める必要がある。オラロフスキーによれば、函館の長官は オラロフスキーとの話し合いの中で、サハリン島南部をロシアに売却する心積もりがあると述べ ている。しかし、そのような取り引きに同意する必要はなく、全島の譲渡に対してロシア側がこ れまで示した条件で十分である。ロシア政府は、ロシアに帰属するサハリン島の海域で漁業を 日本側に許可することによってたいへん価値のある物質的な犠牲に同意している。訓令は、以 上のように状況を説明し、会談についての指示をクロウンに与えたのである。

また、維新政府がサハリン島の問題で妥協しない理由について訓令は、次のように指摘する。 昨年末の日本の大臣たちとビュツォフとの話し合いによれば、サハリン島に対する維新政府の 頑なさは、部分的にはロシアのサハリン島南部の獲得が日本に損害を与えるようなさらなる侵 攻の要因になることに対する懸念から生じている。もし、クロウンとの話し合いの中でもそのよう な予想を暗に維新政府が示したならば、その種の危険がないことを示さなければならない。ロ シア政府が強くそして自立した隣国となることを期待している国家に損害を与えるような侵攻を 行う企図など無いのである。ロシア政府は、もっぱら国境について誤解の可能性を排除する確 実な天然の境界の画定を求めているのである。すなわち、それはラペルーズ海峡である。全 体として、クロウンと函館の日本人たちとの話し合いの目的はできるかぎり維新政府のサハリン 島問題に関する現在の意向を探り出すことである。

このようにサハリン全島の獲得に強い意欲を示しながらも、さらに外務省の意向として次のような指示がクロウンに与えられた。外務省は、ロシアがサハリン島上の境界の設定によって問題の解決を図ることになる全ての事案に特段の注意を払う必要があると考えている。ロシア政府は、万が一の場合には島上に境界を引くという方策をサハリン島問題の解決策として承認した。皇帝によって承認された特別審議会の結論は、この問題に関するロシアの譲歩の限界点としてクシュンナイを示した。しかし、ロシア政府はクシュンナイよりもできるだけ南で境界を引きたいのである。この目的のためにサハリン島南部のどのような場所で国境を引くことがロシアにとって最も都合がよく利益があるのかを明確にするためのデーターを、私たちの全権がこれから日本側と交渉するために手に入れておく必要がある。これらの情報は、おそらく来年サハリン島においてクロウンの直接の調査によって集められるのが良いであろう。このようにクロウンにサハリン

島の島上分界に備えて情報を収集するように指示したのである。

さらに国境画定と密接に結びついている問題としてサハリン島の南部において近年、ロシアが開発し始めた石炭の鉱床についての問題にも訓令は触れている。もし、全ての良好な鉱床が境界の設定によって獲得できなかったならば、おそらく日本人たちはこれらの炭鉱の採掘権と交換で彼らが現在手にしている漁業権―しかし将来の国境より北側にあるものは拒否するけれどーを与えることで、炭鉱の採掘権を私たちに譲渡することを拒否しないであろう。私たちの代表に事前に通知するために政府が必要と認めた日本の全般的な動向について、またたとえばサハリン島における石炭問題や日本の漁業についてなど、あらゆる情報がこの問題が良い方向へ進展するのに寄与するのであり今後の交渉において重要な役割を担うのである。このようにクロウンは、外務省の意向として島上分界に備えてサハリン島の情報を収集するよう求められたのである。

以上のようにサハリン島に関する交渉の主体は、クロウンからビュツォフに変更された。この変更は、ロシアのサハリン全島獲得の志向の強まりと密接に結びついていたのである。その要因としてビュツォフと参議副島種臣との交渉、函館領事によってもたらされた情報、日本のサハリン島の植民政策が不成功であるという認識があげられる。このサハリン島の植民の不成功についてはコルサコフが報告の中で指摘していた。しかし、この段階にあってもこれまでと比較して圧倒的にその可能性は小さくなったとはいえ、サハリン島上での分界の可能性が完全に失われたわけではなかった。それは、訓令がクロウンにサハリン島南部の状況を島上分界に備えて調査するように指示し、さらに島上分界によって日本側に委ねられる石炭の採掘権の譲渡について触れていることから明らかである。

おわりに

本稿は、維新政府成立期におけるサハリン島の国境画定問題について考察を加えることが目的であった。以下のようにまとめることができる。

- ① 維新政府成立後、ロシア政府内部にはサハリン全島を獲得するという選択以外に、クシュンナイ川までの譲歩という選択肢が存在していた。
- ② ①は、維新政府のサハリン島政策一移住政策一による日本側の動向に影響を受けたものであった。とりわけ1870 (明治3) 年までは、クシュンナイでの島上分界が外務省を中心に主張されていた。
- ③ クシュンナイからの日本人移住者が撤退したことと維新政府の危機意識がサハリン島から北海道に移りつつあることをロシア政府は理解し、このことがロシア政府のサハリン全島獲得の志向を後押しした。
- ④ 1870 (明治3) 年後半は、維新政府のサハリン島政策の消極化とロシア政府のサハリン島 政策の積極化という点で、この問題のターニングポイントであった。これは、東シベリア総 督コルサコフの日本のサハリン島における植民政策の失敗に関する情報が契機となった。 またビュツォフと維新政府の会談ならびに函館領事オラロフスキーの報告もロシア政府に一

層全島獲得の志向を強化させる要因になった。これにともない国境交渉はクロウンから代理公使のビュツォフに委ねられることになった。サハリン島に関する国境交渉は、新たな段階を迎えたのである。

〔付記〕

本稿の作成にあたっては、秋月俊幸先生、原暉之先生、兎内勇津流先生から多くのことを教えていただきました。また、史料の収集にあたってはロシア海軍文書館副館長M. E. マルビンスカヤ先生ならびに東京大学史料編纂所の保谷徹先生に助けていただきました。記して感謝します。

本稿は、三菱財団人文科学研究助成「近代日本と樺太 樺太の政治史的外交史的研究」(研究代表者)、科学研究費補助金「19世紀から20世紀におけるロシアの極東経営と北方世界一露清関係の変容を中心に一」〔基盤研究B2〕(研究代表者)、同「前近代東アジアにおける日本関係史料の研究」〔基盤研究A〕(研究分担者)、同「13~19世紀における列島北方地域とアムール川流域文化の相互関連に関する研究」〔基盤研究B2〕(研究分担者)、平成17年度独立法人日本学術振興会特別国派遣事業の研究成果です。